

令和7年度第7回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和7年10月6日（月）
午前9時30分～午前10時50分

2. 場 所 富山市役所 東館8階 802会議室

3. 出席委員 20人

会長	23番	長谷	幹夫			
会長代理	22番	金田	修一			
委員	1番	松本	則幸	2番	牧野	和吉
	3番	各川	豊章	4番	茂	清志
	6番	国谷	晃	7番	中村	敏
	8番	大道	勝則	9番	木下	幸雄
	11番	坂井	義彦	12番	森川	重光
	13番	北山	久雄	14番	杉林	清則
	15番	熊南	昭浩	16番	山崎	修
	17番	西田	清範	18番	林	作三
	20番	大橋	芳信	21番	山崎	巖

4. 欠席委員 3人 5番 加藤 輝夫 10番 北森 康雄
24番 金木 洋子

5. 議題 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による
許可申請について

議案第24号 競売買受適格証明書の交付について

報告事項第29号 農地法第3条の3の規定による受理について

報告事項第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第31号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6
号の規定による受理について

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、加藤委員、北森委員、金木委員より欠席届があり、出席委員数は20名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員総数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

議事の進行については、長谷会長にお願いします。

会長 それでは、ただ今より令和7年度第7回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会長 今ほど、事務局から説明がありましたとおり、10月1日から松本委員が農業委員会に加わりました。

ひきつづき、本市農業の発展のため、農業委員と推進委員が力を合わせながら、また、意見交換をしながら農業委員会活動を行っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

会長 それでは、議事に入ります。

本日は、議案3件、報告事項3件でございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

会長 (委員一同 異議なし)

それでは、私の方から指名させていただきます。

1番 松本委員、2番 牧野委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。

ご準備はよろしいでしょうか。

それでは、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから12ページまでです。位置図も併せてご覧ください。

今回の申請件数は、17件で、申請面積は、23,384.00m²

です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。議案書2ページをご覧ください。

1番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は申請地が自宅に近接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

2番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。申請地は耕作農地に近接しており、耕作に便利なため譲り受けるものです。申請の農地では、水稻を栽培する予定です。

3番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。申請地は耕作農地に隣接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請の農地では、水稻を栽培する予定です。

4番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。申請地は自宅に隣接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、野菜を栽培する予定です。議案書4ページをご覧ください。

5番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。申請地は自宅に近接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

6番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。申請地は自宅に近接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、コシヒカリなどを栽培する予定です。

7番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。申請地は耕作農地に隣接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、野菜を栽培する予定です。

8番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。申請地は耕作農地に隣接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、キュウリ、ナス、トマトなどを栽培する予定です。議案書6ページをご覧ください。

9番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。申請地は耕作農地に近接しており、耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

10番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。申請地は耕作農地に隣接しており、耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、キュウリ、ナスなどを栽培する予定です。

11番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。申請地が自宅から通える場所にあるため譲り受けるものです。申請農地では野菜を栽培する予定です。

12番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。申請地は耕作農地に隣接しており、耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地ではトマトを栽培する予定です。議案書8ページをご覧ください。

13番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。申請地は自宅に隣接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

14番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は地域の中心経営体です。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

15番は、相手方の要望のため所有権を移転するものです。申請地は自宅に隣接しており耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、キュウリ、ナス、トマトなどを栽培する予定です。

16番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。申請地は自宅に隣接しており、耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、キュウリ、ナスを栽培する予定です。議案書10ページをご覧ください。

17番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。申請地は耕作農地に隣接しており、耕作に便利なため譲り受けるものです。申請農地では、野菜を栽培する予定です。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会長 続きまして、議案第23号「農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、事務局から説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第23号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は13ページから17ページになります。

まずははじめに、9月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

今回、4条申請が0件、5条申請が6件、合計面積は9,023.00m²です。位置図も併せてご確認ください。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載しており、今回は5条申請6番の1件でございます。

議案書の14ページをご覧ください。

5条申請1番は、富山地域山室中部地区において、砂利採取業者が陸砂利採取の一時転用を計画しており、許可基準を満たしているためこれを認めるものでございます。期間は許可日から2年間となっております。

また、この案件については3,000m²を超える申請でありますので、富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請2番は、大沢野地域大久保地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地のうち、半径500メートルの範囲内に医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されている申請地については、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。また、10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていない申請地については、農地区分は「第2種農地」、許可基準は「代替可能性なし」を適用しております。

議案書の16ページをご覧ください。

5条申請3番は、大沢野地域船崎地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請地は10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「既存敷地拡張」を適用しております。

5条申請4番は、八尾地域杉原東部地区において、既存の農機具格納庫を賃借する計画でございます。申請地の農地区分は「農用地区域内農地」、許可基準は「農業用施設」を適用しております。

5条申請5番は、八尾地域八尾地区において、一般住宅敷地を拡張する計画でございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから、農地区分は「第3種農地」、「原則許可案件」となります。

5条申請6番は、婦中地域神保地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第23号「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について」は、全件、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会長 続きまして、議案第24号「競売買受適格証明書の交付について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 続きまして、議案第24号買受適格証明書の発行についてご説明いたします。

議案書18ページをご覧下さい。

議案書に記載の不動産に対する担保不動産競売事件について、申請人より競売買受適格証明書の発行を申請されたものです。申請人は、落札者となった場合には、たけのこを栽培する予定のことです。証明書交付基準ですが、3条許可基準と同様で、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、願出書類においては各要件を満たしています。

また、申請人が落札者となり、裁判所により売却決定されましたら、改めて農地法3条の許可申請書を提出することとなり、会長の専決処分により許可することについて、お諮りするものであります。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました証明書の交付について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、証明書を交付することについて、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第24号「競売買受適格証明書の交付について」、ご異議なしと認め、交付することいたします。

会長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第29号 農地法第3条の3の規定による受理について
第30号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第31号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

を、一括して説明をお願いします。

事務局 報告事項第29号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、20ページから26ページです。

今回の受理件数は24件で、全て相続により所有権を取得したものです。

続きまして、報告事項第30号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、27ページから29ページです。

解約件数は6件で、解約面積は46,008.11m²です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

続きまして、報告事項第31号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は30ページから33ページをご覧ください。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が6件、合計面積は2,976.99m²です。内容、転用目的については記載のとおりです。

なお、事業面積が1,000m²以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、32ページの5条1番の1件となります。

以上でございます。

会長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 特に何もないようですので、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 次に3. 協議・報告事項等として、「令和8年度農地利用最適化推進施策に関する意見書（案）」について、協議します。

タブレットに送信してある「【資料1】R8意見書（案）」をお願いします。

会長 ご準備はよろしいでしょうか。

それでは、意見内容については事前に確認いただいていると思いますので、皆様のご意見をお伺いします。

会長 まず、1ページ、「1. 農地等の利用最適化に関する事項」の「(1) 農地の集積・集約化」について、追加・変更・削除などのご意見があればお願いします。

会長 意見がないようですので、次に、資料2ページ「(2) 遊休農地の発生防止と解消」について、追加・変更・削除などのご意見があればお願いします。

〇〇委員 遊休農地の所有者に対して、「改善するよう周知を行うこと」と書いてありますが、これは農業委員の仕事なのですか？それとも委員会から所有者へ指導してもらえるのですか？

私の担当地域にも、農地を買ったは良いが管理をせず、周囲の農家に迷惑をかけている方がいます。このような方へは、どこが話をしていくのでしょうか。

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 遊休農地の所有者に対しては、まずは農業委員会から所有者に管理について指導を行うこととなります。その後も改善がなく、かつ、周辺の営農に悪影響を及ぼしている場合は、農業委員会から市へ要請を行い、市から所有者に措置命令を行うこととなります。

今年度の意見書に追記させていただいたのは、市から所有者へ措置命令を行う対象として、農地を管理せずに放置した結果、草付けとなり、害虫等を発生させ、周辺の農地や営農環境に影響を与えるなどの具体例を示すことで、所有者等に注意喚起を行うという内容です。

〇〇委員 わかりました。当該地は農地パトロールの対象地にもなっているのですが、所有者へ厳重に指導等していただきたく、別途ご報告しますのでよろしくお願ひいたします。

会長 他にご意見はありますか。

● ● 委員 ○○委員からの質問に付随した質問ですが、所有者に農地の管理を依頼しても「耕作者に委託している」と取り合ってもらえない場合、耕作者に話をしておりますが、状況は改善されません。所有者と耕作者、どちらを優先して指導等を行うのでしょうか。

事務局 貸借権がついている農地であれば、まずは耕作者に指導をいたします。しかし、耕作者に指導を行っても改善が見られない場合は、所有者から耕作者（借受者）への管理催告をしてもらうという目的から、所有者にも指導を行います。また、周辺の営農状況に影響が生じているのであれば、耕作者のみならず所有者も、市から所有者への措置命令の対象となります。

● ● 委員 わかりました。

会長 他にご意見はありますか。

会長 意見がないようですので、次に、資料3ページ及び4ページの「(3) 新規参入の促進」について、追加・変更・削除などのご意見があればお願いします。

会長 意見がないようですので、続いて、資料5ページ「(4) 中山間地域における対策」について、追加・変更・削除などのご意見があればお願いします。

△△委員 「(1) 農地の集積・集約化」において使われている「スマート農業」という言葉を、「スマート農業および省力機械」に変えていただきたいです。

中山間地域では、スマート農業機械に適応するような機器もあるのですが、高額で費用対効果がございません。一方、重機に取り付ける草刈機モアーは、農道の管理を大変省力化してくれました。しかし、そうした機械はスマートにならないとして、助成対象から外されてしましました。そうしたことがあったため、私の方から「(4) 中山間地域における対策」の②省力機械への支援を要望させていただきました。

国はスマートという言葉を使いたがるのですが、中山間地域では、スマートだけでは維持していく現状がありますので、中山間地域に関しては、省力機械という言葉も付け加えていただきたいです。

事務局 「(1) 農地の集積・集約化」の、②内のスマート農業機械の導入については、平地だけでなく、中山間地域を含めた市全体の農地を対象とするものであります。スマート農業機械に加え、省力機械もというご意見をいただきました。スマート農業機械の導入の目的は農作業の省力化を図ることでありますので、意見に省力機械を加えたいと考えます。

会長 他にご意見はありますか。

▲▲委員 あまり関係がない話のため述べるつもりはなかったのですが、中山間地域等直接支払制度の第6期対策が始まりまして、交付金を受けるため、集落に声をかけて3か月ほどかけて書類作成をいたしました。今回の第6期対策は、担い手不足の解消という国の目標のため、ネットワーク化に取り組むことで加算額があるのですが、高齢化が進んだ集落にとって、書類作成が大変煩雑で困りました。

また、これまでの中山間地域等直接支払制度は農地の管理さえしていれば交付金を受けられたのですが、今回は効率化・費用対効果を求められるようになりました。中山間地域にとっては、費用対効果を示すのは難しいという現実を見ていただきたいと感じます。交付金は受けられることに決まりましたが、求められる費用対効果を示すことが難しく苦慮しております。国には中山間地域の現実を見て、交付金の方針を定めていただきたいと思います。

事務局 第6期対策が始まるにあたり、国はネットワーク化加算を導入することを決めました。これについては農家から多数反発があったと聞いております。▲▲委員がおっしゃられるように、要件が厳しすぎて取り組んでおられる地域も少ないのでないかと思われます。しかし、これについては農業委員会が要望しても改善や変更等は難しいものであり、また政局もどうなるのかというところでございますので、今後の動向を注視させていただきたいと思います。

会長 最後に、資料6ページ及び7ページの「2. その他に関する事項」の「(1) 生産資材高騰対策」及び「(2) 農業者の経営安定対策等」について、追加・変更・削除などのご意見があればお願いします。

□□委員 住宅地と住宅地の間の、機械が入れないような狭小な農地に受け手がないことに問題を感じています。機械の大型化に伴い、このような農地はどんどん増えて来ており、放棄田・遊休農地が生じております。こうした農地に対する対策も必要ではないかと思います。

事務局 おっしゃられるように、大規模化した農地であれば受け手の需要もありますが、団地化されたほ場の中なら良いのですが、機械での作業が難しいところでは受け手がいないのが現実だと思います。

しかし、どういった対策を行ったら効果があるのか、有効なのかの答えがありませんので、意見とすることや意見としてあげる内容などを、農業委員の皆様と協議させていただきたいと思います。

会長 それでは「意見書」の内容については、本日の協議結果をふまえて運営委員会で、決定したいと思います。

会長 次に、「農業委員募集における応募状況の最終報告」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 今ほど、説明のありました「農業委員募集における応募状況の最終報告」について、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 最後に、その他として、「タブレットによる農地調査」について事務局よりお願いします。

(事務局説明)

会長 委員の皆様には、農地の適正利用の確保のため、また、タブレットを活用する意味でも、ご協力をお願いします。

次に、4. 事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

ただ今、説明のありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 それでは、これにて令和7年度第7回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。